

【市民説明会】花巻市議会議員報酬に関するアンケート実施結果

1 アンケート実施方法

(1) 実施期間

令和7年7月9日・10日・13日

(2) 実施会場（全5会場）

生涯学園都市会館（2回）、大迫交流活性化センター、石鳥谷生涯学習会館、
東和コミュニティセンター

(3) 実施方法

会場で資料配布、説明、質疑応答後にアンケート用紙に記入していただきました。

2 アンケート設問（掲載ページ）

	設問内容	掲載ページ
1	当てはまるものに○をつけてください。 年齢（20歳未満 20代 30代 40代 50代 60代 70代 80歳以上）	1 ページ
2	現在の議員活動量と報酬額について、どのように感じていますか。（自由記載）	2 ページ
3	今後の議員報酬について妥当と思われるものに○をお願いします。 ア. ㊶案 439,000 円（100,000 円増） イ. ㊸案 413,000 円（74,000 円増） ウ. 現状維持 エ. その他（自由記載）…件数	1 ページ
	エ. その他（自由記載）…内容	3 ページ
4	議員報酬へのご意見がございましたらご記入ください。（自由記載）	3 ページ

【市民説明会】アンケート集計表（１・３）

1 当てはまるものに○をつけてください。

※「無回答」はアンケート未提出の方の人数

(人)

20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	無回答※
0	1	1	1	0	9	9	1	4
0.0%	3.8%	3.8%	3.8%	0.0%	34.7%	34.7%	3.8%	15.4%

参加者計

26人

3 今後の議員報酬について妥当と思われるものに○をお願いします。

(人)

ア	①案439,000円（100,000円増）	7	31.8%
イ	②案413,000円（74,000円増）	5	22.7%
ウ	現状維持（うち「現状維持は明和会のみ」との記載1）	3	13.7%
エ	その他（内訳は別紙）	7	31.8%

22

【市民説明会】アンケート集計表 2・3（その他）・4

※頂いたご意見等は原文のまま掲載しております。

2 本日の説明を聞いて、現在の議員活動量と報酬額について、どのように感じましたか。

<9日 花巻>

- ・色々と課題があることがわかりました。
- ・車の維持費や物価高騰考慮すれば妥当かもしれない。
- ・活動量の具体量が見える化した方が良い。
- ・総額比較をしてから検討。

<9日 大迫>

- ・非科学的なデータにしか見えない
- ・活動量が月12日。職員との給料とは比較はできないと思う。H18年より引き上げていないので良いと思うが、現在の活動量からすると50,000円位が妥当と思う。
- ・報酬の実態がわかりました。
- ・算定根拠に整合性がないと感じた。

<10日 東和>

- ・改定するべきであると思う。

<10日 石鳥谷>

- ・活動量に対しての報酬額は少ないと感じました。
- ・現在の報酬活動量に見合っていないと感じます。また周りに比較しても低い状況だと理解しました。

・今後更に活動量が増すと予想されるので、報酬額はこの際思いきって上げた方が良いでしょう。

・平成18年の花巻市合併以来、報酬額の引き上げが行われていなかったことに驚きました。

- ・年額10万円なら引き上げ可
- ・現時点では、議員活動量は充分と言えない。(政務活動費を見て)
- ・適当だと思う。

<13日 全体>

・活動量はそれなりに努力されているものと推断する。要望としては、セミナー等の出席を増やし、さらに議会活動に幅を広げてほしい。

- ・活動量とのことですが、多さを評価することは不可能。
- ・近隣市町村と比較して、報酬額低い事は問題であると思う。近隣市町村と比較して税収が少なくないので、平均報酬に当市もしていく必要があると考えている。

※頂いたご意見等は原文のまま掲載しております。

3 今後の議員報酬について妥当と思われるものに○をお願いします。

(その他の記載内容)

- ・ 検討のうえ決定
- ・ 妥当性が判定できない
- ・ 50,000円
- ・ 年額10万円
- ・ 諸々、検討する余地がある。
- ・ 総額比較をしてから検討

※未記載 1

4 本日の市民説明会で気づきになった点や議員報酬へのご意見がございましたらご記入ください。

<9日 花巻>

- ・ 話が長い方がいると質問しにくい。
- ・ 白紙撤回
- ・ 議員も大変だなと思った。
- ・ 成果主義にしたらどうですか。

<9日 大迫>

・ 議員として説明が良くできないのは悲しい。もう少し勉強して来るべき。本当に10万上げたいのならもう少し市民に訴えるものがほしい。

・ 議員報酬に関して、議員自身で検討するより、第三者委員会で調査検討する方法もあるのではないのでしょうか。

- ・ 別紙①へ

<10日 東和>

(記載なし)

<10日 石鳥谷>

・ 市民説明会に参加する市民が少なくて残念です。感心の無い人が多いのでしょうか。議員報酬のことも今まで私自身も感心が無かったのですが、改めて色々考えさせられました。私達市民にとっては、市民の為に活動していただいている議員の方々に今後も宜しくをお願いしたいと思います。報酬に見合う活動を!!

・ 公私の別の難しい任務であるからこそ、議会内での活動量に議員間で差がないように!

・ せっかくのこのような機会に、もっと多くの人に集まって話し合いができれば良かったのと思いました。議員報酬を上げることについては上げて良いと思います。

- ・ 選挙で選ばれたのだから、それなりに市長と対等な立場で活動してほしい。

- ・ 別紙②へ

<13日 全体>

- ・説明会資料に市財政の悪化度合い、引上げ後の議員1人当たりの年収、所要額、総額など周辺部分の計数が必要。
- ・議員報酬は限度はあるとしても、高いもので良い。それだけの責任を果たしていただくものだ。
- ・議員活動は議員としての力量の高まりの為の努力も含まれて良い。
- ・活気がある議会にするため、議員の成り手のためにも議員報酬を上げることに對して、賛成しています。

花巻市議会における議員報酬引き上げ検討手続の違法・不当性

－ 議会基本条例に基づく論理的批判 －

1. 問題の所在

花巻市議会は、2025年4月施行予定として議員報酬を月額10万円引き上げる方向で調整を進めて

いるが、その過程における議論の不透明性、市民意見の排除、説明責任の矢が顕著である。これ

は、議会自らが制定した最高規範たる議会基本条例（以下「条例」）の精神と明文規定に明確に反

しており、規範逸脱行為＝自家撞着的な制度破壊にほかならない。

以下、条例の条文に即して論理的に批判を加える。

2. 議会基本条例に照らした論点別検証

（1）【条例第24条】報酬改定手続における「市民意見の排除」

第24条第2項

議員報酬の条例改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題を十分に考慮するとともに、市民の意見を参考とし検討するものとする。

花巻市議会は、報酬引き上げに関する市民参加を担保する仕組み－例えば市民説明会、パブリックコメント、住民アンケート、公聴会など－を条例上義務付けられているにもかかわらず、実質的に実施していない。また、広報や日程周知も不十分であり、市民意見を「参考にした」と言える証拠もない。

このことは、手続的正義（procedural justice）の重大な欠落であり、条例違反として強く非難されるべきである。

（2）【第8条・第10条】説明責任・情報公開義務の不履行

第8条第1項

議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

第10条第1項

議会は、市政に関する重要な情報を、常に市民に対して周知するよう努めるものとする。

これに反し、現在進行中の報酬改定議論に関する以下の点が不開示もしくは不十分な開示となっている：

- ・ 改定案に至る背景の整理された文書の不提示
- ・ 各会派内協議の議事概要・議論経緯の不開示
- ・ 引き上げ額とその根拠となる財源・施策との整合性不提示
- ・ 市民に向けた積極的な広報の欠如

これらはいずれも、「議会の説明義務違反」と評価され得る。議員報酬は市民の税金から支出される公費である以上、その議論はあらゆる政策の中で最も高度な説明責任が要求されるにもかかわらず、それを軽視している点で、民主的統治原理に背反する。

(3) 【第3条】最高規範性の否定的運用

第3条第1項

この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する条例、規則、規程を制定してはならない。

この「最高規範性」条項は、議会が自らの行動を条例に準拠させるべき憲法的な義務を明示したものである。にもかかわらず、今回の手続きにおいては、この「最高規範」たる条例が、完全に黙殺されている。

条例違反の状態報酬引き上げを強行することは、まさに「立法者の自己否定」に等しく、法的には自己規範違反＝権限の濫用または逸脱と評価できる。

(4) 【第5条】議員の倫理規範と職責の空洞化

第5条第3項

議員は、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

第25条第1項

議員は、市民の託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し…良心と責任感を持って議員の品位を保持し…

議員が報酬増を優先し、市民生活の困難（物価高騰、福祉削減、公共財源の逼迫）と乖離した自己利益的判断を優先することは、「市民全体の福祉」を顧みない態度であり、議員の倫理規範違反に該当する。

特に「良心と責任感」とは、議員が判断を下す際の良識・共感・説明責任の3点セットを意味する。現在の花巻市議会においては、いずれも著しく欠如していると評価せざるを得ない。

(5) 【第16条】合意形成・討議の空洞化

第16条第1項

議会は・・・合意形成に向けた自由討議等を通じて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。

報酬引き上げの議論において、議会報告会における説明もなく、自由討議の記録や議事要旨も存在しない状態での多数決処理が進められている。これは、形式だけの合意形成であって、実質的な討議が欠落している点で、上記条文違反と評価される。

3. 法的・制度的総括

議会基本条例は、単なる努力規定ではない。議会の行為規範を定めた準憲法的条項であり、特に市民の税金に関わる議員報酬制度の改正においては、その遵守が強く要求される。現在の報酬引き上げ手続きは、次の複数の規範違反を構成している：

- ・ 条例第24条違反（市民意見聴取の不履行）

- ・ 条例第24条違反（市民意見聴取の不履行）
- ・ 条例第8条・第10条違反（説明責任・情報公開の放棄）
- ・ 条例第3条違反（最高規範性の否認）
- ・ 条例第5条・第25条違反（倫理・福祉原則の逸脱）
- ・ 条例第16条違反（合意形成手続きの空洞化）

このような複合的な制度違反を前提とした報酬引き上げ議案は、法的正当性を欠く行為であり、無効確認訴訟の対象となる可能性すらある。

4.結語:自ら定めたルールを守れない議会に、法治は語れない

議会基本条例は、議会自らが「自律の原則」に基づき、説明責任と市民参加を制度化し、民主主義の質を高めるために制定された。その条例を、自らの都合で軽視し破るような行為を続ける限り、議会に法治は語れず、正当性も存在しない。

報酬引き上げ以前に問われるべきは、議員一人ひとりがこの基本条例に則った行動を取っているかどうかである。法曹の観点から見れば、現状の手続きは制度的瑕疵を抱えた、撤回・やり直しを要する不当行為であることは明白である。

・「花巻市まちづくり基本条例」に照らし、花巻市議会の議員報酬引き上げに関する手続きおよび議論の進め方の不適切性について

花巻市まちづくり基本条例に基づく議員報酬引き上げ手続の不適正性についての批判的考察

1. はじめに一制度の自己矛盾が引き起こす政治的劣化

地方自治体において「自治の本旨」とは、市民の意思が政策形成過程において適正に反映され、市民自身が地域の未来を形づくる主体となることである。この点において、花巻市の「まちづくり基本条例」は、きわめて高度な自治理念を掲げ、市民・市議会・市の執行機関が「参画と協働」によって地方政治を共創する体制を構築してきた。

しかしながら、2025年4月の施行をめざして議論が進められている議員報酬の月額10万円引き上げについては、その手続的過程および説明責任の履行状況が、条例の根幹理念と明確に矛盾している。

以下に、その具体的な矛盾点を、条文の該当箇所を援用しつつ、政治制度論・民主主義理論に基づき詳細に検証する。

2. 「市民主体の自治」の空洞化（第5条、前文、12～13条）

◎【条文】第5条（まちづくりの基本原則）

「市民、市議会及び市の執行機関が互いの信頼関係のもとに、参画と協働によるまちづくりを行うこと」

◎【条文】第12条・第13条（市民参画の方法）

「市民が自らの意思で参画できる方法を用いて、市民が意見表明する機会を保障する」
「パブリックコメント、意見交換会、ワークショップ、意向調査等を活用する」

◎批判的考察

まちづくり基本条例は、市民の参画を単なる形式的「意見募集」ではなく、実質的な意思決定への参加と位置付けている。にもかかわらず、議員報酬引き上げという市政の象徴的・財政的に重大な議題について、

- ・ パブリックコメントの実施が遅れ
- ・ 意向調査は行われず
- ・ 意見交換会は形式的に限られた範囲でしか行われていない
- ・ 議論の途中経過が市民に共有されていない

この状態は、市民が実質的に議論から排除されていることを意味し、「市民が決定に関与する」というまちづくり基本条例の精神が骨抜きにされている。

政治理論的に言えば、これは参加的民主主義：（participatory democracy）の否定であり、市民を「被治者」に貶めるものである。

3. 「情報の共有と説明責任」の著しい不履行（第20条・第22条）

◎【条文】第20条（情報の公開）

「市政への参画を推進するため、情報の公開を推進する」

◎【条文】第22条（説明責任・応答責任）

「市の執行機関は、市政に関する事項を分かりやすく説明するものとする」

◎批判的考察

議員報酬引き上げにあたって、以下のような重大な「情報ギャップ」「説明欠如」が発生している：

- ・ 議論の過程（代表者会議・会派内協議）の議事録未公表
- ・ 財源の具体的裏付けや長期的影響の説明なし
- ・ 市民からの意見に対する応答責任（レスポンス）の不履行

これらは、「政策形成過程の可視性」や「アカウンタビリティ」に反するだけでなく、**信頼に基づく統治（legitimation through transparency）**の原則に著しく違反する。特に、説明責任は「正当性の根拠」である。説明なき報酬引き上げは、政治的に「手続き的専制（procedural despotism）」とすら呼び得る状態である。

4. 「市議会の役割と責務」の自己否定（第9条）

◎【条文】第9条

「市議会は…市民の意思が市政に反映され…市民に開かれた議会運営を行い、説明し、応答する責務を有する」

◎批判的考察

議会は、法的には単なる立法機関ではない。「市民の意思を反映する統治主体」であり、説明責任・応答責任を積極的に果たす義務がある。しかし現在の花巻市議会における報酬引き上げ議論は、

- ・ 市民の意思を反映した形跡がなく
- ・ 「議員が自らの報酬を決める」という利益相反的構造を放置し
- ・ 合意形成の根拠（なぜ10万円なのか）も不透明であり
- ・ 市民からの問いに応答する姿勢すら欠如している

これは、まちづくり基本条例の中核である「説明する議会」「応答する議会」「市民に開かれた議会」とは真逆の性格を帯びた行動であり、制度の内側からの正統性破壊＝制度の腐食である。

5. 「最高規範」としての効力を無視（第3条）

◎【条文】第3条

「この条例は、市が定める最高規範であり、市民、市議会及び市の執行機関は、この条例の趣旨を尊重するものとする」

◎批判的考察

まちづくり基本条例は、法的効力こそ上位法には及ばないものの、市政全体を律する準憲法的性格を持つ。とりわけ、市議会に対しては「制度的自己拘束力」を及ぼす規範であり、政策決定にあたっては、常にこの条例の趣旨を反映させることが求められる。

にもかかわらず、報酬増額という重大政策について、条例に定められた市民参画の方法を取らず

- ・ 議論の透明性を欠き
- ・ 市民の信頼関係を毀損している

この行為は、**自らが定めた最高規範に反するという点で、制度的自壊行為 (institutional self-sabotage) **とすら言える。

6. 結論:まちづくり基本条例の理念に照らして、報酬引き上げは一度白紙撤回されるべきである。

政治学的に言えば、まちづくり基本条例が定める「参画と協働」は、制度的正当性 (legitimacy) を生み出す核心装置である。そこを無視したまま「形式的合法性」のみを楯に報酬引き上げを進めることは、市民との間にある社会契約を踏みにじる行為であり、「自治の制度的基礎」を突き崩す危険を孕む。

ゆえに、花巻市議会は次の三点を直ちに実行すべきである

1. 報酬引き上げに係る議論を即時凍結し、まちづくり基本条例に基づく市民参画手続きをやり直すこと
 2. 議員報酬に関する議論の全記録を公開し、過程の透明性を担保すること
 3. 市民の信頼を回復するため、制度改革を含む説明責任制度の再設計に着手すること
- 制度は、それを守る者によって正統性を持つ。議員報酬は、金額の問題ではない。それは「制度の自律と信託」の問題であり。「市民との約束の重み」をどう理解するかという政治の本質に関わる問題である。